

全大教新聞

2022年11月10日

第401号

【発行所】
全国大学高専教職員組合
(略称・全大教)



【PDF版 (全面カラー)】
http://zendaikyoo.or.jp/?page_id=107

【電話】 03-6802-4250

【HP】 <http://zendaikyoo.or.jp/>

【所在地】〒110-0012
東京都台東区竜泉
2-20-15 都築ビル 2階

* 組合員の購読料は
組合費に含まれて
います (一部30円)

今月の紙面

- 1 【高専協議会】効率化係数の削減に向けた調査
- 2 【技術職員部】組織・昇格・資格手当支給調査
- 2 【病院協議会】厚労省要請「羽生由依厚生労働副大臣、いのちまもる医療 総行動 (10月20日)」
- 3 論壇「大学における考古学教育の現状と課題」佐賀大学を例として
- 3 佐賀大学芸術地域デザイン学部教授 重藤輝行
- 3 職場のQ&A 51 「育児休業が新しくなりました」
- 4 単組からのレポート
- 4 和歌山大学「コロナ禍での苦境と組合員交流の大切さ」
- ・神戸大学「有難うゴメン」
- ・津山工業高専「津山工業高専の近況」

パブリック
コメント
提出

国際卓越研究大学に関する

「省令」と「基本的な方針」に対して

本年5月成立の「国際卓越研究大学の研究及び研究成果のための体制の強化に関する法律」(以下「国際卓越研究大学法」)の施行規則を定める「省令」に対するパブリックコメントの実施と「基本的な方針」に関する意見募集が併せて行われ、全大教中執はそれぞれに対して5件、合計10件の意見を10月13日に提出しました(全大教HP参照、右記QRコード)。



<https://bit.ly/3NmJ5ed>

省令に対して

1 「国際卓越研究大学法」では、大学設置者の役割と大学本体の役割の区別が不明確(矛盾)であり、省令では大学内部での教育研究と管理運営の業務掌理の役割分担を認定判断基準とするべきことを明確にするべき。

「国際卓越研究大学法」では、大学設置者の役割と大学本体の役割の区別が不明確(矛盾)であり、省令では大学内部での教育研究と管理運営の業務掌理の役割分担を認定判断基準とするべきことを明確にするべき。

2 申請大学の上位10%論文数が概ね千本以上あり、かつその比率が概ね10%以上である実績が資格要件として求められている。しかし科学技術振興機構の調査でも上位10%論文数は理工系分野固有の評価基準

申請大学の上位10%論文数が概ね千本以上あり、かつその比率が概ね10%以上である実績が資格要件として求められている。しかし科学技術振興機構の調査でも上位10%論文数は理工系分野固有の評価基準

3 申請大学の教員一人当たりの上位10%論文数も概ね0.6以上という

申請大学の教員一人当たりの上位10%論文数も概ね0.6以上という

申請大学の教員一人当たりの上位10%論文数も概ね0.6以上という

4 申請大学の共同研究等による民間資金額が5年平均10億円以上

申請大学の共同研究等による民間資金額が5年平均10億円以上

基本的な方針に対して

6 国際卓越研究大学が教育基本法で定められた大学の役割から逸脱しないように「意義」の部分に「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造する活動を基盤とし、そのための体制を維持発展させられることが求められている」を加えるべきである。

国際卓越研究大学が教育基本法で定められた大学の役割から逸脱しないように「意義」の部分に「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造する活動を基盤とし、そのための体制を維持発展させられることが求められている」を加えるべきである。

5 申請大学の収入中、附属病院収入や授業料・入学金、基礎的経費を除いた残額比率が、5年平均20%以上が資格要件とされている。事業成長3%の達成力を評価する上で必要だと

申請大学の収入中、附属病院収入や授業料・入学金、基礎的経費を除いた残額比率が、5年平均20%以上が資格要件とされている。事業成長3%の達成力を評価する上で必要だと

9 国際卓越研究大学に求められる「法人の代表者」「事業財務担当役員」「教学担当役員」の分担明確化は、認定基準が大学を対象とすることに反し

国際卓越研究大学に求められる「法人の代表者」「事業財務担当役員」「教学担当役員」の分担明確化は、認定基準が大学を対象とすることに反し

10 合議制の機関の構成員の選考に関しては、学内の教職員の意向が十分に反映される仕組みを整備する必要があることを明記すべきである。

合議制の機関の構成員の選考に関しては、学内の教職員の意向が十分に反映される仕組みを整備する必要があることを明記すべきである。

8 先端的・学際的な領域への対応として「若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍」が条件とされているが、多くが有期労働契約下に置かれていたのが現状である。省令で謳われている「適切な処遇の確保」を基本方針にも明記すべきである。

先端的・学際的な領域への対応として「若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍」が条件とされているが、多くが有期労働契約下に置かれていたのが現状である。省令で謳われている「適切な処遇の確保」を基本方針にも明記すべきである。

「省令」と「基本的な方針」の問題点は上記に尽きるものではなく、採用大学の事業成長3%や支援規模に相当する独自基金の造成の実現可能性など数多くの問題点が存在しています。そもそも大学ファンド自身が支援に必要な収益を稼ぐことができるのかも懸念事項です。が、ちなみに2021年度の大学ファンドの運用実績(JSTO9月公表)では約5兆円の運用資産に対して約55億円の資金運用損失を出していることを最後に付記しておきます。(中央執行委員長 鳥畑与一)